

吉野町ふるさと納税協力事業者募集要項

令和 7 年 4 月 1 日改正

1 目的

ふるさと納税制度を利用し、吉野町（以下「本町」という。）の取組みを応援いただける寄附者を増やし、本町の魅力を発信するとともに地元特産品等の PR・販売促進及び地域産業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者への返礼品として贈呈する商品や宿泊等のサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集する。

2 協力事業者募集の要件

協力事業者は、原則として下記の要件を全て満たすこと。

ただし、本町が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合がある。

- (1) 各法規等に沿った生産・製造・加工・販売又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 町内に本社（本店）、支社（支店）、営業所、工場等を有している法人その他団体又は個人事業主であること。ただし、町内で生産された原料に加工・製造・販売を行い、本町を PR していると認められる場合は、町外の事業者も可能とする。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号で規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと。
- (4) 本社所在地の市町村（本町に本社又は事業所を有する事業者については、本町）の普通税及び目的税（地方税法第 5 条）の滞納がないこと。

3 募集する返礼品の要件

返礼品は、原則として下記の要件を全て満たすこと。

ただし、本町が返礼品として適当でないと認めた場合は出品できない場合がある。

- (1) 本町の PR に繋がる魅力があり、協力事業者として登録された者が、生産、製造、加工、販売またはサービス提供を行っているものであること。
- (2) 平成 31 年 4 月 1 日付 総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準（以下、「地場産品基準」という。）のいずれかに該当すること。
- (3) 品質及び数量の面で安定供給が可能であること。ただし、期間限定・数量限定の条件を設ける場合は、あらかじめ定めた範囲内で安定供給を行えること。
- (4) 返礼品の手配依頼後、速やかに納品できること。また、飲食物の場合は、返礼品到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。加えて、商品情報（産地や使用原材料等）を表示・開示できること。
- (5) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法令を遵守し、違反していないものであること。
- (6) 宿泊等のサービス利用券の場合は、有効期限が発行日から 2 年以内であること。

4 募集する返礼品の価格及び寄附金額の設定

- (1) 下記の表の寄附金額帯を参考に返礼品を企画のうえ提案すること。
- (2) 本町が事業者を支払う返礼品価格は、梱包代を含む税込価格とし、通常販売されている小売・店頭価格と同等またはそれ以下とすること。
- (3) 寄附額は、下記の表を基本とし、1,000 円単位に切り上げた額を本町が決定する。
- (4) 下記の表に定めのないものについては、事業者と本町にて協議のうえ決定する。

寄附金額	支払上限額（町の負担額） 【商品代金・税・梱包費等】
2,000 円以上～1 万円未満	寄附額の 25%以内の額
1 万円以上	寄附額の 30%以内の額

※2,000 円以上～6,000 円未満の返礼品は、ネコポス、ゆうパケットなど送料 430 円（税込）以下で発送が可能な品物に限る。

※6,000 円以上～1 万円未満の返礼品は、荷姿サイズが60サイズ以下で、通常便で発送が可能な品物に限る。

5 費用負担

- (1) 返礼品の商品代金及び送料は、本町が負担する。
- (2) 寄附者からの返礼品の品質等に関するクレームに対し、返礼品の回収及び再配送、代替品等による補償、交換、その他苦情対応を行った場合の費用は協力事業者の負担とする。ただし、配送業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

6 協力事業者及び返礼品の応募について

- (1) 協力事業者間で連携して応募する場合は、代表事業者を決めること。
- (2) 次の書類を提出すること。

①	吉野町ふるさと納税協力事業者【新規】参加申込書
②	吉野町ふるさと納税返礼品申込書 兼 付加価値基準証明書
③	誓約書兼同意書

- (3) 複数の返礼品を応募する場合は、返礼品ごとに「②」を提出すること。
- (4) 応募については随時受付ける。
- (5) 提出方法

電子メール又は郵送

- (6) 提出先

〒639-3192

奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1

吉野町役場 ふるさと納税係

Mail : furusatokifu@town.yoshino.lg.jp

7 返礼品の登録

返礼品として申請された商品は、総務省へ照会をかけ承認を受けたのち、ふるさと納税ポータルサイトへ順次掲載する。なお、掲載順序は本町に一任となる。

8 返礼品の変更及び廃止

(1)登録している返礼品を変更又は廃止する場合は次の書類を提出すること。

①	吉野町ふるさと納税返礼品廃止届 (※返礼品廃止の場合)
②	吉野町ふるさと納税返礼品申込書兼付加価値基準証明書 (※返礼品変更の場合のみ)

(2)提出方法

電子メール又は郵送

(3)提出先

〒639-3192

奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1

吉野町役場 ふるさと納税係

Mail : furusatokifu@town.yoshino.lg.jp

9 協力事業者登録及び返礼品登録の解除

下記の場合は、事業者の登録及び返礼品の登録を解除し、取扱いを停止する。

(1)協力事業者が本町に登録解除を申し出たとき。

(2)協力事業者または返礼品が本要項で定める事項に適合しなくなったとき。

(3)国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

(4)返礼品の品質や配送状況等に対し寄附者からクレームが寄せられ、協力事業者の責任が重いと本町が判断したとき、または、同様のクレームが多発するとき。

(5)経営不振の状態（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始等）となり、それらに関わる申立てを受けた、若しくは自ら申立てたとき、または財政上の信用に関わる処分を受けたとき。

(6)営業停止又は営業許可取消の処分を受けたとき。

(7)返礼品が食品表示法等の法令に反するものであったとき。

(8)登録内容に虚偽があったとき。

(9)その他、本町のふるさと納税制度の運用に重大な損害を及ぼす恐れがあるとき、又は重大な支障を来す行為があったとき。

10 協力事業者の責務について

- (1) 協力事業者は、登録した返礼品を変更・廃止する場合は、速やかに本町へ報告すること。
- (2) 協力事業者は、返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合、真摯に対応し解決に努め、その内容について必ず本町へ報告すること。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、本町は一切の責任を負わない。
- (3) 協力事業者は、この事業による業務を遂行するための、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令を遵守すること。
- (4) 寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品送付以外の目的に使用することはできない。ただし、返礼品発送の際に同封したパンフレット等により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報については対象外とする。
- (5) 本町が必要と認める場合に行う、事業所や返礼品に関する調査（実地調査を含む。）には協力し、速やかな疑義解消に努めなければならない。

11 返礼品代金の支払いについて

- (1) 協力事業者が発送した返礼品について、月末締めで発送数の集計を行い、支払通知書により協力事業者へ金額を通知する。支払通知書の内容に基づき、返礼品発送月の翌々月第 1 支払日に返礼品にかかる代金を支払う。
- (2) 協力事業者は、支払通知書を受け取り後、内容を確認し、誤りがある場合は、到着から 1 週間以内に本町へ申し出ること。

12 その他留意事項

- (1) 応募に係る提出書類、資料の返却は行わない。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となる。
- (2) 国・県・町等の制度が改正された場合は、再度登録書類の提出を求めることがあり、その場合は本町から連絡する。
- (3) 虚偽の申請等により著しい損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等）を与えた場合、又は要項内容に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行があった場合など、協力事業者の責めに帰すべき事由によって本町に損害が生じた場合、その生じた損害についての本町からの損害賠償請求に応じる必要がある。
- (4) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本町との協議によるものとする。

1 3 問合わせ先

〒639-3192

奈良県吉野郡吉野町大字上市 80-1

吉野町役場 ふるさと納税係

TEL : 0746-32-3081

FAX : 0746-32-8855

Mail : furusatokifu@town.yoshino.lg.jp